

資産評価 WG 議事メモ

平成 16 年 7 月 15 日

(議事内容)

(付替道水路移管未了分)

移管未了の付替道水路のうち、構築物については、現に付替道水路を使用しているという経済的実態を反映させるため、本線供用時に移管手続きが完了したのものとして取扱い、本線の付随費用とすることとする。

敷地については、実務上、交換あるいは寄附手続きを完了しない場合は、本線部分と移管予定部分との分筆が未了のため、移管予定地部分の資産数量を把握できない。したがって、移管手続きが未了のものは未了として土地に計上する方法が妥当であると考えられる。

この方法をとると、新組織発足後に敷地を寄附した場合、敷地は費用処理されることになる。寄附することが決まっているものを資産計上することは、開始時の資本を確定する上で、慎重な取扱いを要する問題である。

移管未了分の敷地についての処理方法の決定には、金額的重要性の把握が必要であると考えられ、当該敷地の金額の調査を行うこととする。

(その他の資産)

その他の資産については、簿価をもって再調達原価とみなすこととする。但し、貸倒れの損失に備える必要がある債権については、貸倒引当金を設定することとする。

(道路債券・借入金)

会社が承継するSA/PAの土地の価額に、会社が承継する負債の価額を見合ったものにするべきとの考え方がある。

負債を簿価で評価するとすれば、それらを変動金利のもの、または現在の市場金利に近似する固定金利のものは負債の時価に近似するので、割り振ることを検討すべきではないか。

(退職給付引当金)

退職給付引当金は、退職給付会計に従って計上する。未認識数理計算上の差異については、すべて認識した状態とする。

機構については、簡便法の採用を認める。

(特別修繕引当金)

開始時には修繕計画が定まっておらず、修繕費の見積もりはできない。開始貸借対照表においては、特別修繕引当金は計上しないこととする。新組織発足後、修繕計画が定まれば、改めて検討されることとなる。

(見返債務)

国際会計基準の考え方では、補助金等の収入があった場合、繰延処理をせず、直ちに収益として認識する方向にある。

各公団とも民間企業並財務諸表では、見返債務を計上しておらず、相当する金額は利益剰余金に含まれている。開始貸借対照表の作成においては、資本金を超える資本項目は、資本剰余金とするため、見返債務も資本剰余金として処理することとする。

(その他の負債)

その他の負債については簿価によって評価することとする。但し、ハイウェイカード等の前受金の計上については金額的に重要であり、民営化会社の資本にも影響するため、計上方法を確認することとする。

(資本項目)

法定の資本金を超える資本項目は、法律上の文言は積立金となっているが、会計的性格は資本剰余金と考えられる。資本剰余金として処理する。

以 上